

建設事業主のみなさま

建退共制度に 加入しませんか

現場作業員の
福祉向上のため

建設技能者の
人材確保・
育成のため

建設業の退職金は日本全国どこの現場でも
公共工事も民間工事も

建退共

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1 TEL : 03-6731-2866



モバイルサイトは
こちらから

建退共

検索

建退共制度の6つの特徴

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、「中小企業退職金共済法」という法律により、国が作った退職金制度です。事業主の方は、現場で働く方々の共済手帳に働いた日数に応じて、掛金となる共済証紙の貼付と消印又は退職金ポイントによる掛金の充当を行い、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに、建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。



契約できる事業主は？

建設業を営む方ならOK!

建設業を営む方なら総合、専門、職別あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているとしないにかかわらず契約できます。



一人親方は加入できる？

任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の方も含まれます）が集まって任意組合を作り、当機構が規約について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われた労働者と見なすことにより、制度を適用することにしております。



電子申請方式を利用するには？

電子申請専用サイトを利用するための利用者IDと初期パスワードが必要です。

電子申請方式とは、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを電子申請専用サイト上で事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです。電子申請専用サイトの利用者ID及び初期パスワードは共済契約申込と同時に発行する「開通通知」に記載されています。

※令和4年6月以前に共済契約を締結している場合は、別途「電子申請方式申込書」の提出が必要です。「開通通知」発行まで2週間程度かかります。